

公益社団法人宮城県獣医師会の支部設置に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人宮城県獣医師会（以下「この法人」という。）定款第32条の規定に基づき、支部設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び地域)

第2条 支部の名称及び地域を次のとおり定める。

名 称	地 域
仙南支部	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡一円
中央支部	仙台市、塩釜市、名取市、岩沼市、多賀城市、 富谷市 、亶理郡、宮城郡、黒川郡一円
石巻支部	石巻市、東松島市、牡鹿郡一円
大崎支部	大崎市、加美郡、遠田郡一円
栗原支部	栗原市一円
仙北支部	気仙沼市、登米市、本吉郡一円

(分 会)

第3条 支部に分会を置くことが出来る。

(補 則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公益社団法人宮城県獣医師会の移行の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。（富谷市追加）

別 紙

- 1 仙南支部規程
- 2 中央支部規程
- 3 石巻支部規程
- 4 大崎支部規程
- 5 栗原支部規程
- 6 仙北支部規程